

事由コード3 組合員活動中の対人対物事故保障

・加入者の責任で活動中及びケア中に対人対物事故で賠償責任が生じたときの保障

保障内容 治療費と修理費、新規購入費

補足 但し、1 申請の保障限度額は 5 万円。

組合員活動に同行している子供による事故も対象とします。

対物保障は、損害実額と同程度のものとする。

自動車・バイク（原付）事故は、この保障の対象外です。

行事保険及びケア者保険を優先して適応します。

事故が発生した場合は本部共済事務局へすみやかに連絡。



申請に必要な書類

対人の場合は治療費請求書、大きな事故の場合は事故証明書が必要

対物の場合は現物の写真と修理費明細書もしくは新規購入費領収書（コピー不可）

《申請書》

記入日 年 月 日

グループ名	組合員 NO.	事由発生組合員名（自署）	電話番号
-------	---------	--------------	------

代理申請の場合の申請者名() 組合員 NO.() 電話番号()

代理申請の理由()

事由報告

= 対人 = 被害者名	氏名	電話番号	(組合員の場合) 組合員 NO.
	住所 〒 -		
= 対物 = 事故(被害)に合った物			被害実額 円
事故発生日時	年	月	日 時頃
事故発生場所			
活動の内容			
事故の状況			
事故の原因			

請求書

治療費（実費）	円
修理費または新規購入費	円

グループ名・証明者名（自署）

* 対人、対物保障の証明者は、活動の責任者です。

* 所定事項記入後、郵送・ファックス又は配送職員へ原則として事由発生時から 60 日以内に提出してください。

事務局記入欄 受付日 年 月 日 受付番号 処理日 月 日